

今年も定例「外来環」施設基準研修会 新たな動向も学ぶ機会に27医療機関から37人が参加

歯科の診療報酬の届出医療関係の研修を定期的に実施している長野県保険医協会では11月29日に松本市駅前会館にて松本歯科大学の小笠原正教授を招き、医療安全対策研修会を開催、29医療機関37人の参加があった。

この研修会は歯科外来診療環境体制加算(外来環)の施設基準、緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策で研修準、また医療法で診療所に義務付けられている年各2回の医療安全管理と院内感染対策の職員研修にも対応したものとして開催された。

まず最初に今年10月より始まった医療事故調査制度について説明があった。実際医療事故が起きた2つの大学病院の対応を比較し、「逃げない、



隠さない、ごまかさない」、「病院の職員を守る」という精神で対応した病院と、全ての責任を一人の医師に押し付けた病院とでは厚労省の処分に大きな差が出たという。

医療事故を起こさないためには、起こった事故やミスを報告されても叱責するのではなく分析することが重要と

会員広報室 「私たちは歯を抜きません」と歯を残す診療に取り組むグループ「飛翔会」(林春二会長)に集まる県内外6院所と技工所2社から46名が参加しての年1回の勉強会が12月13日御代田町の公民館で開かれた。

発表は一人10分(質疑3分含む)で昼食をはさむ形であり、先に院所のスタッフの発表が20題(歯科衛生士15、歯科衛生と助手が組んで1、助士2、保育士1、



午前の部の最初の発表を終えて質疑に入った会場

歯科技工士1)が続き、最後に歯科医師5題をもつくる構成だった。

昼食後は、歯を磨かない形で、午後一番の発表に入り同グループ推奨の「ハ

ロアル磨き」(歯茎のマッサージを伴う縦磨き)の実践指導があった。この磨き方については、学校で教えられたと戸惑った歯科衛生士が自ら1週間体験した発表もあり磨ききれないところは他の方法も活用していくことだった。

「ハロアル」のネーミングは同グループのフィリピン医療ボランティア活動から来ており、その活動に関連した発



歯科衛生士による磨き方指導

表もあった。患者さんへの対応の中からAS(自閉症スペクトラム)サポートを目指した方の発表、医科の診療所の依頼で訪問診療に取り組み始めた報告もあり、在宅でも知識と技術を身につけたい、また保団連の医療

研究フォーラムでの発表を目指したい等、先への挑戦意欲が伝わってきた。

歯科医師からは歯牙再植術の症例グループの他県院所からの紹介患者のその後と治療計画、歯を抜かない歯科医院を目指してなどの発表があった。

飛翔会の連絡先 林歯科診療所(北佐久郡御代田町御代田2422-79 Tel.0267-32-3613 担当:佐藤節子)

*****「会員広報室」欄では、会員の院所での取り組みや地域での活動を紹介できます。投稿又は編集部への取材要請により紙面をまとめます。

2016年1月実施の研修会、講演会等のお知らせ【申し込みは長野県保険医協会へ】

これから訪問歯科診療を始めようとお考えの先生も既に取り組み中の先生も是非!

在宅療養支援歯科診療所(歯援診)対応研修会

高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る研修です。要介護高齢者等への適切な歯科医療サービスの提供は次期改定の「かかりつけ歯科医」機能評価の具備条件(案)の中にも入っています。

日時: 2016年1月10日(日)13:20~16:30

場所: 長野市生涯学習センター(トイゴ3階)

長野市大字鶴賀問御所町1271-3 電話026-233-8080
講師は老年歯科医学会の認定医で専門医の二氏

高齢者の心身の特性と口腔機能管理

浅間総合病院 口腔外科医長 奥山秀樹 氏
高齢者の緊急時対応

松本歯科大学 障害者歯科学講座教授 小笠原正 氏

参加費: 会員及び会員院所スタッフ無料、他千円

「かかりつけ歯科医」が実施する摂食嚥下リハビリテーションその考え方と手法

介護予防・口腔機能向上支援・かかりつけ歯科医・在宅診療・摂食機能障害は、超高齢社会の時代の歯科のキーワード。標題の講演会急速開催!

日時: 2016年1月17日(日)13:30~16:00

場所: 長野市生涯学習センター(トイゴ4階) 左参照

講師: 日本大学歯学部

摂食機能療法学講座教授 植田耕一郎 氏
講演内容: 1.リハビリテーションの理念 2.診療室で実施する摂食機能療法と口腔機能の向上支援 3.地域貢献として「かかりつけ歯科医」の在宅支援の考え方と手法 4.21世紀の超高齢社会に向けての健康感...かかりつけ歯科医の責務を全うするために、今から我々は何をすべきか...

参加費: 会員及び会員院所スタッフ無料、他千円

医療事故調査制度対策の講習会

2015年10月にスタートした医療事故調査制度。医療事故が発生した場合、報告すべき対象は? 院内調査は何をすればいいのか? 医師法21条との関係は?

日本医療法人協会の医療事故調査運用ガイドラインを基に、ガイドライン作成委員も務めた講師より解説していただきます。

日時: 2016年1月23日(土)17:00~19:00

場所: 長野バスターーミナル会館4F(長野市)

長野市中御所岡田178-2 電話026-228-1155

テーマ: 「医療事故調査制度運用ガイドラインと医師法21条正論」

講師: いつき会ハートクリニック院長 佐藤一樹 氏

参加費: 会員及び会員院所スタッフ無料、他千円

申し込みは、いずれも長野県保険医協会(電話026-226-0086、ファクシミリ026-226-8698、E-mail:nagano-hok@doc-net.or.jp)までお願いします。